

概 況

平成 23 年度において当センターは、国内外の省エネ推進のための中核的实施機関として、事業計画の基本方針に基づき、これまで培ってきた技術やノウハウ等を活かしつつ、活動を展開しました。

特に、東日本大震災以降の厳しい電力供給事情から、「省エネルギー」と併せ、電力需要のピーク抑制や負荷平準化等の「節電」に向け、具体的な対応事例の紹介や技術的助言などを通じ、官民の活動へ積極的に協力しました。

一方、省エネは、我が国経済復興の源となる新産業の創出に資するという点でも有望な分野であり、これに対応する人材育成等多角的に取り組みました。さらに、我が国の省エネ技術が世界最高水準にあることを踏まえ、国際貢献及び関連産業の国際ビジネス展開支援の観点から、アジアの途上国や資源国等を中心として省エネ技術等の普及活動を実施しました。

具体的には、以下のとおり、基本方針の 5 つの柱に従って、効果的かつ効率的に事業を実施いたしました。

I. 産業における省エネルギー推進支援

これまで技術・ノウハウを蓄積してきた省エネ診断指導等の充実を図り、省エネのみならず節電対策に幅広く技術的な指導・助言を行いました。また、新たに、当センター主催で「省エネ大賞」表彰を行い、省エネ・節電に優れた事例や製品を積極的に広報しました。総合展示会の ENEX2012 においても、優秀事例・製品の紹介、国際ビジネス協力の活動報告等最新情報を幅広く提供しました。

II. 家庭、地域等における省エネルギー推進支援

「省エネルギー普及指導員」の活動、省エネの「見える化」を可能にする「省エネナビ」の普及等を通じて、家庭・地域における省エネ・節電の実践行動促進を支援しました。また、省エネ型家電製品普及の推進機関である「省エネ家電普及促進フォーラム」の活動を通じてその推進を図るとともに、省エネラベルや国際エネルギースタープログラムの運用支援等を行いました。

III. 省エネルギー関連人材の育成支援

実践的な省エネ・節電対策に資するよう、各種の教育関連事業により工場・ビル等の現場におけるエネルギー管理人材の育成に努めました。また、当センター独自の資格認定と

して、「ビル省エネ診断技術者」認定研修、「家庭の省エネエキスパート」検定を実施しました。さらに、産業分野において高度・専門的見地から診断指導・改善提案を行う専門人材「エネルギー診断プロフェッショナル」制度の創設に向け準備を進めました。

IV. 国際協力の推進

アジア途上国や資源国等において省エネ政策や技術の普及を担う人材の能力向上を図るため、専門家の派遣と研修生の受入を効果的に組み合わせて、各国・地域のニーズに応じた協力を行いました。また、官民一体となって設立された「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」と連携して、我が国の優れた省エネ技術等を積極的に紹介し、関連産業の国際ビジネス展開を支援しました。

V. 国家試験・研修・講習の実施

省エネ法に基づき、大規模工場において省エネ推進の中核的役割を担う「エネルギー管理者」、企業全体のエネルギー管理を担う「エネルギー管理企画推進者」及び中規模工場・業務部門のエネルギー管理を担う「エネルギー管理員」について、それぞれ所定の試験・研修・講習を厳正かつ円滑に実施しました。

これらの事業の実施に当たり、国からの補助・受託事業についてはその政策意図に沿った実施に努めるとともに、省エネ・節電への新たなニーズ等も踏まえながら当センター独自の事業の充実を図りました。また、組織内における日常の連携を強化し、事業の効果及び効率を一層向上させるよう努めました。

さらに、平成 20 年 12 月に施行された公益法人制度改革に対応して、一般財団法人への移行の準備・手続きを行い、平成 24 年 4 月 1 日には移行登記が完了しました。従いまして、本事業報告書及び収支決算書は、一般財団法人移行前の最後のものとなり、また本決算をもって新法人における公益目的財産額が確定することとなります。

今後とも当センターは、国、自治体、賛助会員、関連する企業や団体等関係の皆様のご指導、ご協力を賜りながら、国内外において総合的かつ効果的に省エネ・節電を推進するよう事業及び組織的的確な運営に鋭意努めて参ります。